

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 39 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、四万十町税条例等の改正が必要となったが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるもの。

【主な条例改正内容】

- （１） 独立行政法人労働者健康福祉機構の名称が独立行政法人労働者健康安全機構に変更となったことに伴う改正【第 56 条、59 条】
- （２） 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に必要な提出書類の追加【附則第 10 条の 2】
- （３） その他関係法令の改正に伴う字句の読み替え

【施行期日】

平成 28 年 4 月 1 日

【根拠法令】 地方自治法 （抜粋）

〔専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。